

みんなが協働する まちづくりのルール

～まちづくり基本条例～

まちづくり基本条例とは

まちづくり基本条例は「その自治体の地方自治（住民自治、団体自治）の基本的なルールを定めた条例」で、一般的には自治基本条例と呼ばれています。つまり、まちづくりの基本となる考え方や、まちづくりを進める上での町民、議会、行政それぞれの役割、町政参加の仕組みなどを定めたものです。

なんのためにつくるのか

地方分権により、地方自治体の位置づけが国と対等になり、主体的な運営が求められるようになってきています。社会

全国の策定状況

全国では、400を超える自治体が策定し、各自治体が独自の考え方に基づいて条例を定めています。しかしながら、現在津別町にはありません。町民、自治会、事業者などが参画し、協働でまちづくりを担う時代へと変化した今、津別町独自の自治の基本理念や基本的な方向を明確にしていく必要があります。そのため、町は策定に向け、今後は条例について調査および研究を行っていく予定です。

協働

まちづくりでは、津別町内で生活している人、活動する人・団体、自治会、事業者、議会、行政など、さまざまな主体同士が相互にかかわっていくことが重要です。

みんなが協働する
まちづくり

行政

議会



参画

まちづくりや町政に町民が主体的に参加し、行政の活動に広くかかわることが必要です。



町民



まちづくり基本条例

Q & A

Q 地方自治法との違いは？

A 現行の地方自治法は、住民自治の仕組み、すなわち「参加」や「協働」などといった今日の自治体経営にとっても重要な事柄についての規定が特に置かれていません。そのため、自治体独自の制度の設計・開発が必要となります。まちづくり基本条例では、各条例・制度を体系化することによって相乗効果を高めていくとともに、自治体経営の諸原則を網羅し、総合的に規定することができま

Q 総合計画との関係は？

A 総合計画は自治体の最上位計画です。各分野の政策内容が網羅的に記述され、実現するための施策や目標、実施手法等についても具体的に記述されています。さまざまな課題の解決や目標などをまとめたものです。

一方、まちづくり基本条例は、総合計画に定められた内容の実現に向けて、町民・議会・行政など、各主体が力を合わせていくための原則、制度や手続き、仕組みなどを誰もがわかるようにルール化したものです。さまざまな課題の解決、目標の達成を実現するための「道具」といえます。

Q 「まちづくり基本条例」をどう考えるか

A 町民の皆さまの暮らしが劇的に変わることはありませんが、町民、議会、行政の3者がそれぞれの役割と責務を理解しあい、共に考え、行動するための基礎となり、参画と協働のまちづくりが可能となります。

条例を作ることが目的ではなく、良いまちづくりをすることが目的です。細かな対応が可能な地域社会の役割分担や協働のため、基本的なことを定めるものがまちづくり基本条例です。そのために、町民、議会、行政がそれぞれ何をすれば良いのか、一緒に考えながらまちづくりに参画することが重要です。

まちづくり基本条例キックオフ勉強会をYouTubeで配信中

5月16日に開催したまちづくり基本条例キックオフ勉強会の様子をYouTubeで配信しています。北大名誉教授の神原勝氏を講師に招き、「自治基本条例を考える」をテーマに条例制定の意義などについて講演いただきました。

自治基本条例の歴史や制定にあたっての留意点など、わかりやすく説明しています。ぜひご覧ください。

まちづくり基本条例キックオフ勉強会URL

<https://www.youtube.com/watch?v=Jm8mlrR4XOw>



講演内容

- 1 自治基本条例とは何だろう
- 2 自治基本条例はなぜ必要か
- 3 自治基本条例の歴史から
- 4 制定にあたっての留意点
- 5 生ける自治基本条例の条件